

# 山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則

制 定 平成15年10月9日  
山梨県規則第84号  
最終改正 平成24年9月10日  
山梨県規則第36号

## (貸付け)

第1条 県は、林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号。以下「法」という。)、林業・木材産業改善資金助成法施行令(昭和51年政令第131号。以下「政令」という。)及び林業・木材産業改善資金助成法施行規則(平成15年農林水産省令第55号)の定めるところによるほか、この規則の定めるところにより、林業従事者等(次条第1項各号に掲げる者をいう。以下同じ。)に対する法第2条第1項に規定する林業・木材産業改善資金(以下「貸付金」という。)の貸付けの業務を行う法第3条第2項(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。)第十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する融資機関(以下「融資機関」という。)に対し、当該業務に必要な資金の全部を貸し付けるものとする。

## (貸付けの対象者)

第2条 貸付金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- 一 個人の林業従事者
- 二 木材産業(法第2条第2項に規定する木材産業をいう。次項において同じ。)に属する事業を営む者(資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人(木材製造業を営む者にあつては、300人)以下の会社若しくは個人に限る。)
- 三 前二号に掲げる者の組織する団体
- 四 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの(会社にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下のもの又は常時使用する従業員の数が300人以下のものに限る。)
- 五 前各号に掲げる者が実施する林業・木材産業改善措置(法第二条第一項に規定する林業・木材産業改善措置をいう。以下同じ。)を支援するため農商工等連携促進法第十二条第一項の認定中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第四条第二項第二号ロに掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者

2 前項第三号に規定する団体のうち、法人格のない団体にあつては、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 林業又は木材産業の経営、林産物の生産又は販売の方式の改善等を共同して又は集団的に行うことを目的として組織されたものであって、実体的活動を現に行っているものであること。
- 二 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有するものであること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める要件を備えるものであること。

(貸付金の限度額)

第3条 一の林業従事者等に貸し付ける貸付金の合計の限度額は、1,500万円(会社にあつては3,000万円、団体(会社を除く。)にあつては5,000万円)とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(貸付金の利率、償還期間等)

第4条 貸付金は、無利子とし、その償還期間(据置期間を含む。)、貸付けの基準となる事項等については、知事が別に定める。

(借受資格の認定)

第5条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成し、これを知事が別に定める書類とともに山梨県林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書(第1号様式)に添えて、知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の知事の認定を受けなければならない。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 林業・木材産業改善措置の目標
- 二 林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期
- 三 林業・木材産業改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 知事は、第1項の認定をしたときは、同項の規定により申請書を提出した者にその旨を通知するものとする。

(貸付けの申請)

第6条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、前条3項の規定による通知の写しを添えて、融資機関に貸付けを申請しなければならない。

2 融資機関は、貸付金の貸付けを行うために必要な資金(以下「県貸付金」という。)の貸付けを受けようとするときは、山梨県林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第7条 知事は、前条第2項の申請を受けたときは、速やかに、その内容を審査し、及び第5条第1項に規定する借受資格の認定がなされていることを確認して、県貸付金の貸付けの適否を決定し、融資機関にその旨を通知するものとする。

- 2 融資機関は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに貸付金を行う旨を前条第1項の申請をした者（次条第3項において「申請者」という。）に通知しなければならない。

（県貸付金の貸付け）

第8条 前条第1項の規定により県貸付金の貸付けの決定を受けた融資機関は、借用証書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により借用証書の提出を受けたときは、融資機関に県貸付金を交付するものとする。
- 3 融資機関は、前項の規定による交付を受けたときは、速やかに申請者に貸付金の貸付けを行わなければならない。

（事業実施報告書）

第9条 貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、速やかに、当該貸付けに係る事業に着手し、当該事業が完了した日から起算して30日以内に当該事業が完了した旨を融資機関に報告しなければならない。

- 2 融資機関は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、速やかに、山梨県林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書（第3号様式）に当該事業が完了した旨を記載した書類の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

（期限前償還）

第10条 融資機関は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の規定にかかわらず、当該借受者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部につき、支払期日を指定して期限前の償還を請求することができる。

- 一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
  - 二 償還金の支払を怠ったとき。
  - 三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。
- 2 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当するときは、支払期日前に、当該融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は一部につき、支払期日を指定して期限前の償還を請求することができる。
    - 一 前項の規定により借受者から期限前の償還を受けたとき。
    - 二 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
    - 三 県貸付金の償還金の支払を怠ったとき。
    - 四 知事が融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務又は資産の状況に関し報告を求めた場合に、その報告を怠ったとき。

( 支払猶予の申請 )

第 1 1 条 融資機関は、借受者が災害又は政令第 6 条で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還をすることが著しく困難であると認めるときは、知事の承認を得て、償還金の支払を猶予することができる。

2 前項の規定による償還金の支払の猶予(以下「支払猶予」という。)を受けようとする者は、支払の猶予を必要とする理由を証明する書類を添えて、支払期日の 30 日前までに融資機関に申請しなければならない。

3 融資機関は、前項の規定による支払猶予の申請が適当であると認めるときは、速やかに、借受者から提出を受けた書類の写しを添えて、山梨県林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書(第 4 号様式)により、知事の承認を得なければならない。

( 支払猶予の決定 )

第 1 2 条 知事は、前条第 3 項の申請書の提出を受けたときは、これを審査して、支払猶予を行うことが適当であると認めたときは、支払猶予の承認をし、融資機関にその旨を通知するものとする。

2 融資機関は、前項の規定による通知を受けたときは、支払猶予を行うものとし、前条第 2 項の規定による申請をした借受者にその旨を通知しなければならない。

3 知事は、第 1 項の承認を行ったときは、当該承認に係る支払猶予の期間と同一の期間、融資期間の県貸付金の償還を猶予するものとする。

( 違約金 )

第 1 3 条 融資機関は、借受者が正当な理由がなく支払期日までに償還すべき額を償還しなかったときは、償還すべき額につき年 12.25 パーセントの割合で支払期日の翌日から支払日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

2 知事は、融資機関が支払期日までに償還すべき金額を償還しなかったときは、償還すべき額につき年 12.25 パーセントの割合で支払期日の翌日から支払日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

( 報告の徴収及び検査 )

第 1 4 条 知事は、必要があると認めるときは、融資機関から報告を求め、又はその職員に貸付けに係る業務の帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

( 実施規定 )

第 1 5 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この規則の施行の日前に貸し付けたこの規則による改正前の山梨県林業改善資金貸付規則第一条の林業生産高度化資金、新林業部門導入資金、林業労働福祉施設資金及び青年林業者等養成確保資金については、なお従前の例による。

附 則(平成一八年規則第三七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第一二号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に貸し付けたこの規則による改正前の山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則第一条の山梨県林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。

附 則(平成二一年規則第二三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年規則第三六号)

この規則は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第四十四号)の施行の日から施行する。

(施行の日 = 平成二四年八月三〇日)

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

（法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

山梨県林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書

山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則第 5 条第 1 項の規定により貸付資格の認定を受けたいので申請します。

注 林業・木材産業改善措置に関する計画書及び知事が定める書類を添付すること。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

（融資機関）

住所

名称

代表者

印

山梨県林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書

山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則第1条に規定する林業・木材産業改善資金の貸付けを行うため、県貸付金を借用したいので、同規則第6条第2項の規定により、次のとおり申請します。

記

林業・木材産業改善資金県貸付金借入金額

円

年 月 日

山梨県知事 殿

（融資機関）

住所

名称

代表者

印

山梨県林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書

年 月 日付けで貸付けを受けた山梨県林業・木材産業改善資金県貸付金について 次のとおり事業を実施したので、山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則第9条第2項の規定により報告します。

林業・木材産業改善資金県貸付金借受の状況

貸付決定番号		貸付決定年月日	
貸付金額		貸付実行日	

注 各林業従事者等から提出を受けた山梨県林業・木材産業改善資金の事業の実施が完了した旨を記載した書類の写しを添付すること。



山梨県知事 殿

（融資機関）

住所

名称

代表者

印

山梨県林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則第11条第3項の規定により、次のとおり支払猶予を申請します。

1 貸付けを受けた資金

貸付決定年月日	貸付決定番号	借受金額	償還済額	借受残高

2 償還計画

（変更前）

償還内容			
回	償還期日	償還金額	借受残高
1			
2			
3			
4			
5			

（変更後）

償還内容			
回	償還期日	償還金額	借受残高
1			
2			
3			
4			
5			

3 支払猶予後の借受残高の償還方法

注 借受者から提出を受けた支払猶予を必要とする理由を証明する書類を添付すること。